

し、刀劍の鍛冶研磨・時給・採漆・裝束・武具以下諸種の工藝を掌つて居たが、綱紀は彼等の中、特にシテ方以外各部門に長ずる者を選んで、之に若干の加俸を給したのである。しかしこの法は、綱紀以後久しく繼續しなかつたと思はれる。

(四)吉徳と能樂—吉徳の時にも能樂は盛に行はれたが、享保十年藩侯の入國儀式能は、九月廿八日・十月朔日・四日・六日・十五日・廿一日の六回に行はれて、毎日翁立であつた。吉徳亦自ら小鼓に長じ、寛保二年五月十一日には安宅を離し、その寵臣大規朝元は此の日道成寺のシテを演じた。

(五)重教と能樂—藩侯重教の時は、江戸から寶生源五郎を初め、脇師・囃子方・地謡の多數を招き、京都からは金春流の大夫竹田權兵衛等が來て常に演奏した。而して侯の演能は安永六年から九年に至る間に最も甚だしく、殆んど毎日之を行はざることがなかつたので、時人は侯の居館金谷御殿を常能殿と評したものがあつた。

(六)齊廣と能樂—重教の次代治脩は儒學に力を致したから、式樂として能を演ぜしめた外、餘り深く耽溺しなかつたが、その子齊廣の時はまた甚だ盛で、文化六年金澤城の建築成るや、五月六日・七日には侯自ら之を演じ、八年には同一の事由で、二月二日・六日・十一日・十三日・十五日・十八日の六回に儀式能があり、江戸の寶生彌三郎、京都の竹田權兵衛、金澤の諸橋・波吉兩大夫等之を演じた程であり、齊廣自身も堪能であつた。

(七)齊泰と能樂—齊泰は十一代將軍の女婿として、榮華を一身に集め得た人である。され

ば一面には父祖の遺風に從ひ、一面には江戸文化爛熟の氣に狎れて、居常最も能樂を愛し、且つ自らその技に長じたから、一藩の好尚悉く之に向かひ、寶生流たるものが加賀藩の爲に存在するかの如き觀を呈するに至つた。現に行はれる「雷電」が改作せられたのも、亦その祖先と信する菅公の事蹟を美ならしめんが爲であつた。この時代に於ける加賀藩の御手役者は江戸に十七人、京都に十八人、金澤に四人、町役者は全部金澤で七十八人であつた。勿論これは立方・囃子方・狂言方の全部に互つて居る。御手役者と町役者とは專業にする者と副業にする者との相違で、前者は知行・扶持又は判金を、後者は扶持を受けて居た。

弘化二年二月には齊泰の脚氣癒えたるを以て、六日間に互りその演能を覽せたこともあつた。併し藩末に至り政務多端の爲、齊泰は文久二年五月八日卒都婆小町を演じてから全く之を廢し、その再び初めたのは明治元年十一月廿三日奥越戰役凱旋の士卒を歡迎する爲、慶寧と共に金谷御殿に於いて舞うた時であつた。

ノウシユウキコウ 能州紀行 一冊。葛巻昌興著。寛文十一年能登に赴いた紀行で、その奥郡の名所につき詩歌を書き連ねてある。ノウシユウキコウ 能州記行 森田小兵衛盛昌の著。公用の爲に能登へ出張した時の紀行で、行程は七尾から田鶴濱に赴き出船事務を終へ、歸路は二宮から浦谷に出で、一宮に參詣してある。享保二年三月十日に金澤を出發して、七十九日目の五月三十日に歸郷した。次いで同年八月再び能登に入つて和倉に入湯し、前の出船御用の反古を集めて此の書

を成すに至つたものであるといふ。ノウシユウケイドコロノエズ 能州景所の繪圖 二卷。元祿年間金澤大圓寺の僧心岩の描く所である。ノウシユウチランオボエガキ 能州治亂覺書 ↓ノトハダケヤマキ 能登畠山記。ノウシユウニチレキ 能州日曆 二卷。天保七年鳳至郡古君・鶴川兩村の漁場領境に關する爭議解決の爲、藩命により出張した著者が、その著した後能奥を巡覽した紀事で、著者寶田敬は越中新川郡無組御扶持人十村宗兵衛である。

ノウシユウブツサンシ 能州物産志 一冊。能登の産物を五穀・菜・菓・菌・海草・邊土百姓給物・草・魚・蝶・石・土・水・火の各部に分類記載したものである。元文二年稻新助・内山覺仲の著、坂元慎の校定に成る。ノウシユウユウヨウ 能州遊膳 内題に能州遊乘とある。編引東海の著で、紀行と詩・文の三部より成つてある。紀行によると、東海は明治二十四年十二月廿三日越中より能登に入り、諸所に吟遊した後、廿五年六月七日能登から金澤へ赴いてある。

ノウジュン 能順 寛永六年京都北野神社別當上乘坊に生まれた。父は松吟軒能舞。幼にして家學を修め、最も連歌に長じ、觀明軒又は松雲庵と號し、屢禁裏に召されて連歌を奉つた。明曆三年前田綱紀能美郡小松郊外梯村に神祠を建て、能順を迎へて別當職たらしめた。兩來小松に住したが、尙屢京師に上り、禁裏を初め奉り、堂上公卿に伺候し、元祿十三年には靈元上皇に召されて、唐硯等下賜の恩命を蒙り、其の後又文臺・硯宮をも下賜せ

られたことがある。寶永三年十一月二十八日能順七十九歳を以て歸幽し、小松町西町雲圓寺に葬つた。其の墓碑に最蓮社勝譽法橋能順大徳と號し、安政二年その百五十回忌に當つた時觀明院賜法印權大僧都能順大和尚位の號を贈られた。能順の遺詠は、慶阿法師梓に上せて觀明軒發句集と題し、之を萬里小路卿に獻じ、卿乃ち乙夜の覽に供したので、勅して聯玉集と改題せしめ給うた。その他源氏問答の著がある。

ノウジュンシキタヤマノキ 能順師北山の記 一冊。能美郡小松梅林院の社僧觀明軒能順著。北山の奥深き林に巢くふ一桑門を尋ねて、聞き得たことを問答林に記した體で、連歌の沿革變遷に就いて説明し、又今の所謂俳諧に就いては、狂句され句といふべきものであると論じてある。附録に宗祇の「隅田川」に書かれた一二條の解釋がある。奥書に「寛永十九年年季春之日觀明軒能順」と記す。ノウナヤ 能納屋 ノウ 鳳至郡本郷に屬する部落。ノウネン 納年 河北郡五ヶ庄に屬する部落。

ノウホクニツキ 能北日記 今枝民部直方及びその義子主水恒明が、和倉湯治の許可を得て能登に入り、各地で放鷹した極めて風變りの日記で、一行は主人の外十二人であつた。ノウミ 能美 ↓ノミ 能美。ノウミガハ 濃美川 ↓ナホミダニガハ 直海谷川。ノウヤクシヤ 能役者 京都住人竹田權兵衛といふ金春流能役者は加賀から知行三百石

を成すに至つたものであるといふ。